

募集要項等書類及び提出書類に対する質疑回答

業務名 打越台環境センター解体撤去工事に係る発注支援業務委託

(回答日)平成30年10月5日
(発注者)木津川市精華町環境施設組合

番号	質問事項	回答事項
1	プロポーザル募集要項の「8 ヒアリング」については、どのような形式で実施されるのでしょうか。	技術提案書を10分以内で説明していただき、その後、技術提案内容に対する質疑応答を予定しています。技術提案書の説明に際しては、プロジェクト等を用いて説明していただいても結構ですが、技術提案書に基づき審査をしますので、技術提案書に記載以外の内容を記したプレゼンテーション用の資料の作成や説明をすることは認めません。 なお、プロジェクト等の機材を使用する場合は、提案者により全て準備してください。
2	特記仕様書の「(3-1) 解体撤去工事計画に係る調査・計画・設計業務②有害物質調査」のうちアスベスト使用箇所調査については、「既存資料を基に調査を行い」とありますが、一方で、特記仕様書に添付されている内訳表のC-3-10号仕訳表には「アスベスト分析費」として項目が挙げられています。サンプル調査は実施すると考えてよろしいでしょうか。その場合、検体数は内訳表のC-3-10号仕訳表に記載されている「17検体」でよろしいでしょうか。	特記仕様書第3章1(3-1)に記載のとおり、既存資料により、サンプル調査等の追加調査が不要の箇所は、既存資料のみで結構ですが、既存資料及び現場踏査により、本撤去工事の発注条件の検討に必要と認める場合、サンプル調査を実施することとします。 なお、サンプル調査の箇所・検体数は、17検体と想定していますが、受注者の専門的な知見に基づき増減する場合は、発注者と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
3	特記仕様書7ページ「(2-1) 調査の実施 想定する調査箇所および数量(参考)」で想定されている調査対象地の10mメッシュ及び30mメッシュの図を見せて頂けないでしょうか。	縦覧図書にも記載の敷地図面等から想定したものであり、メッシュ図は特に作成していません。 なお、メッシュ図の検討は、特記仕様書第3章1(1-4)に記載のとおりです。
4	特記仕様書9ページ「(3-1) ②有害物質調査」において「ダイオキシン類調査箇所および数量(参考)」が示されていますが、焼却炉以外の堆積物の調査は不要でしょうか。	特記仕様書第3章1(3-1)に記載のとおりです。
5	特記仕様書7ページ「(2) 土壌汚染状況調査業務」及び8ページ「(3-1) ②有害物質調査」については、「想定する調査箇所および数量(参考)」を示していただいておりますが、地歴調査及び土壌調査計画に基づいて発生した調査数量等の増減については、別途提出する見積書に添付の「内訳書」の単価をベースに増減後業務委託料が算定されるのでしょうか。	設計変更により調査数量に変更が生じた場合、変更数量に基づき変更設計書を作成し、落札率を勘案して、委託料を増減することを基本とします。
6	特記仕様書に添付されている内訳表のC-3-10号仕訳表には「アスベスト分析費」として単価が「42,000」と記載されていますが、この金額は変更しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
7	募集要項「4 参加資格」の⑤に示されている「ごみ焼却施設の解体工事に関する発注支援業務の受注実績」は、「2 業務の目的」に記載されているとおり、「土壌汚染状況調査、解体撤去工事に係る調査、解体撤去計画、解体撤去工事設計書(発注仕様書含む)作成」の業務実績と考えてよいでしょうか。また、これらについて、1業務で全てを満たす必要はなく、複数業務においてこれら一連の業務を満たせばよいと考えてよいでしょうか。	そのとおり、解釈していただいて結構です。
8	仕様書「2 管理技術者等」の管理技術者、照査技術者及び担当技術者に求められている実績は、参加資格とは異なり、「平成25年4月1日から平成30年3月31日までの過去5年間」に限らないと考えてよいでしょうか。	各技術者の業務実績は、様式5、6に記載のとおり、対象となる業務実績を全て記入してください。
	以下余白。	